

運動器抗加齢医学研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は運動器抗加齢医学研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は「東京都文京区本郷 2-1-1 順天堂大学医学部整形外科学教室」に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は運動器（骨、関節、筋肉）加齢現象のメカニズムを明らかにし、加齢に伴う運動器疾患の予防法を確立する事により、我が国における高齢者の自立、健康長寿に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

1. 運動器抗加齢研究に関する学術研究会の開催。
2. 運動器抗加齢研究に関する学術研究の推進。
3. その他、本会の目的に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、会の活動に積極的に参加する個人、企業または団体とする。

1. 入会にあたっては役員会の承諾を必要とする。
2. 会員の種類は、正会員と賛助会員の2つとする。

(資格の喪失)

第6条 会員は死亡・解散の場合のほか次の理由によって、その資格を喪失する。

1. 本人より文書をもって会長宛退会の申し出があり、会長が承認したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき。
3. 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会には次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長1名、世話人若干名、会計1名。
2. 会長は現会長が次期会長を指名し、役員会の承認を得て就任する。
3. 世話人は会員の中から会長が選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会の業務を総轄し、本会を代表する。
2. 世話人は会長とともに役員会を組織し、会長を補佐するとともに、この規則に定めるもののほか必要と認められた事項を決議し、執行する。
3. 役員会は役員半数以上の参加により成立し、過半数により議決する。
4. 研究会開催時に役員会を実施する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 研究会等

(研究会等)

第10条 本会は研究会会長を選任し、その下で研究会を開催する。

第6章 会計

(会計)

第11条 本会の運営は会費その他の収入をもって充てる。

1. 本会に対する寄付金は役員会の決議を経て受理する。
2. 本会の会計及び事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第12条 本会の会員の会費は次のとおりとする。

正会員：入会金0円、年会費3,000円。

賛助会員：入会金0円、年会費100,000円。

会費は学術集会開催費、広報活動、研究奨励などに活用する。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第13条 本会則を変更するときは、役員会に提案し承認を得なければならない。

(解散)

第14条 本会の解散は、役員会の4分の3以上の議決をもって、これを決する。

(付則)

第15条 本会則は平成26年12月6日より施行する。

以上